

農業の課題と持続的な農業のあり方についての提言

～農の士(もののふ)プロジェクトで日本農業の再生を目指す～

東京海洋大学
海洋生命科学部海洋生物資源学科 2年
伊藤維胤

要旨

日本の農業は農地法改正や TPP 協定の成立などを経て、大きな転換点を迎えている。農地法の改正により企業の農業への新規参入が緩和され、TPP 協定の成立によって日本の農作物は価格競争にさらされている。

このような日本農業の転換期において、日本の農業は数多くの問題を抱えている。そこで、先行研究を引用しつつ、昨今の日本農業における諸課題を整理し、主として 4 つの課題を列挙した。これらの課題とは①家族経営が多く、経営体の規模が零細である点、②農業所得の低さや休日労働の多さにみる労働環境の劣悪さ、③日本の限られた農地で耕作放棄地が増加している点、④継承が明確に定まっている経営体が 4 割にとどまるという後継者問題の 4 つである。

次に、農業を盛んにする要因である新規参入者について精査した。まず初めに、個人の新規参入者の現状について分析し、参入に要するコストが負担になる、経営を軌道に乗せるためには橋渡し役となる農家が必要である、毎年新規就農者の 3 割が何らかの原因で離脱している、という問題点を洗い出した。

これらの課題を克服するため、企業参入という選択肢を提示し、その現状と課題について詳細に分析した。その結果、企業の参入方式は 4 つに分類できることが分かった。また、企業参入に係る課題をスクリーニングし、第一に農業の知識・技能不足、次いで農地の確保であることを特定した。

最後にこれらの内容を踏まえて、持続可能な農業のあり方について、独自の提言を行った。農業に参入する企業は、農業に関するノウハウを持ったプロフェッショナルな農家を好待遇で雇う雇用体系の整備を進めるべきだと考える。さらに先に示した課題を包括的に解決できるような企業の経営フレームを考案し、日本の農業に携わる全ての人を武士に見立てて、この提言を「農の士(もののふ)プロジェクト(ものプロ)」と命名した。

研究の背景

2015年10月、アトランタ閣僚会合において、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が大筋合意に至り、2016年2月、ニュージーランドにて署名が行われた [外務省, 2021年]。我が国も2017年1月に国内手続きの完了を寄託国たるニュージーランドに通達し、TPP協定を締結した。

TPP協定はオーストラリアやカナダ、チリ、アメリカなどが参加する野心的で包括的な経済連携協定であり、関税を緩和して自由貿易を促進することが主な狙いである。したがって、高品質な農林水産物の輸出を拡大することができるが、同時に海外から安い作物が流入してくることも意味する。農林水産物の生産額減少や食料自給率の低下などの影響が指摘されていた [石原, 2011]。当時の日本農業はTPP協定の締結にあたって、大きな岐路に立たされていたといえよう。6年たった今、日本の農業を取り巻く環境は依然として厳しいものである。農家の低い収入や後継者問題、農業を営む人の高齢化など、問題点を挙げればきりが無い。これからの農業は、より持続可能で、経済的合理性のある生産システムに移行していく必要がある。本稿では、日本の農業における問題点を指摘し、これからの持続的な農業のあり方について提言を行う。

構成

まず、日本農業の諸課題について、経営体の規模や労働環境、耕作放棄地や後継者問題に触れながら先行研究を交えて解説を行う。次に、個人で農業に新規で参入する者について触れ、個人での新規参入における課題を整理する。

その後、企業参入という選択肢があることを示し、続いて企業参入の現状と諸課題についても同様に整理する。

最後にこれらの課題と現状を踏まえたうえで、持続的な農業を実現するための、企業の具体的な取り組みについて独自の提言を行う。

日本農業の課題

経営体の規模

現在、日本の農業はその大部分が「農家」という家族経営によって支えられている [清水, 2012]。しかし、農家の戸数は減少しており、土地を持っているものの農業を営んでいない土地持ち非農家が増加している。農家一戸当たりの経営耕地面積は2ha程度であり、日本農業は依然として零細経営である。農林水産省が2010年に行った2010年農業センサス分析では、これらの零細規模の農家数が減少し、それに伴って農家人口が減少しているという点が指摘され、続く2015年農業センサス分析で、この構造変動が続いているのか、注目して調査が行われた [橋詰, 2016]。その結果、この傾向が続いていること、さらに都府県において10ha以上の経営耕地面積を持つ経営体の増加率が大きく下落していること、の二点が明らかになった。稲作においては、小規模な経営体は今後も多く存在することが予想されており、20~30haの農地構造を実現するのは困難であることが指摘されている [清水, 2012]。清水はさらに、食糧生産を維持するために農業経営安定政策が不可欠であり、食糧供給の安定を損なうTPP協定には参加すべきではないと結論付けている。

劣悪な労働環境

日本農業は零細であるが故に利益を出しにくいという側面があり、これが非農家の増加を後押ししている。2019 年度の一経営体当たりの農業粗収益は 925.3 万円、農業経営費が 806.5 万円で、農業所得は 118.8 万円である。これは、日本の平均的な所得から考えても、かなり低い水準にある。端的に言うと、農業は「儲からない」のである。さらに後述するように、農業は決して楽な仕事ではない。「農業」と聞くと牧歌的な内容の業務が想起されるが、実際は力仕事が多く、休みも少ない。販売農家のうち、7 割以上が若い農業専従者のいない兼業農家である。このような零細な稲作農家では、稲作の作業を高齢者の労働と休日労働に依存している [清水, 2012]。

稲作の労働時間の実態については、高橋により詳細に報告されている。繁忙期たる 4 月中旬から 5 月下旬では、育苗、田植え、除草が一連の作業となっている。繁忙期・全体の作業時間と割合を図 1 に示す。調査対象の世帯主は 5 月中旬から 6 月下旬まで、息子は 4 月下旬から 5 月下旬までの間、休日なしで一日当たり平均 8 時間以上働く時期が連続する。非農家の一般的な労働環境よりも休みが少なく、労働時間が長いことから比較的過酷であると分かる [高橋 太., 2014]。

		4 月 上	4 月 中	4 月 下	5 月 上	5 月 中	5 月 下	6 月 上	6 月 中	6 月 下
作 業 時 間	種子予措	20.8								
	育苗	61.7	118.5	40.6	38.3	16.0				
	耕起整地		33.7	31.2	131.1	76.8				
	基肥			11.3	21.8					
	田植					86.6	63.3	41.3	24.6	10.7
	追肥									12.0
	除草						47.2	45.8	74.3	93.5
	生産管理 一般	91.9	83.9	131.3	76.5	92.0	115.0	82.3	41.8	44.7
	防除						20.4		10.3	
	乾燥・調製								22.3	
	ニンニク作								13.5	
	計	174.4	236.1	214.4	267.8	271.4	245.8	169.4	186.8	160.9

図 1 繁忙期・全体の作業時間。高橋 太., 2014 より一部改変して引用。

農地の課題

我が国の農地面積は 465 万 ha で、そのうち田が 253 万 ha、畑が 212 万 ha を占めている。国民一人当たりで換算すると 3.6 a で、比較的少ない数値になる。参考に、イギリスにおける国民一人当たりの農地面積は 28.4 a で、日本の 8 倍弱である。これだけ農地面積が少ないにも関わらず、耕作放棄地面積は近年ますます増えている。昭和 60 年には 13.5 万 ha であった耕作放棄地は、2005 年には 38.6 万 ha と 2 倍以上に増えている [農林水産省,



図 2 我が国の耕作放棄地面積、耕地利用率の推移。農林水産省, 2008 より引用。

2008]。農家が耕作を放棄する要因として、農地の立地に関する違いや機械保有体系の違い、作業環境の違いなどが指摘されている。立地の面では、特に中山間で耕作放棄の発生が高まる。また、比較的小さい機械を持つ農家では耕作を放棄しやすく、作業環境が劣悪な場合もまた、耕作放棄が発生しやすいことが分かっている [仙田, 1998]。

したがって、日本の農地面積を有効に利用するために、耕作放棄地を減らすには、全ての農家に大型の機械へのアクセスが十分に保証され、作業環境が改善されることが求められる。

後継者の問題

近年、日本農業の後継者は激減している。他産業から農業に対する吸引が極端に強まり、同時に、農業という産業そのものの吸引力が急速に弱まったことで、後継者たる若い人材が流出してしまったことが一因であると考えられる。前述した TPP 協定に代表されるような農業に対する不安や先行き不透明感、営農基盤のさらなる弱体化、職業イメージと労働環境の劣悪さなど、農業には様々な参入障壁が立ちはだかる [稲本, 1993]。

農林水産省により 2020 年に行われた食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査では経営継承の意向及び継承者の有無について、農業経営体の経営主である 60 歳代の農業者を対象に調査を実施し、690 人から回答を得ている [農林水産省, 2020]。この調査では、「経営資産のすべてまたは一部を継承する」と答えた人が全体の 50.1% であり、そのうち「後継者が決まっている」と答えた人は全体の 40.1% であった。残りの 9.9% の人は、「後継者は決まっていない」と答えており、日本農業が抱える深刻な後継者問題を色濃く反映している。現在明確に継承されることが決まっている経営体は全体の 4 割程度にとどまるということになる。農業が衰退している現状で、さらに農家や経営他の数が減少すれば、日本の食料自給率のさらなる低下など、無視できない影響が顕現するであろう。経営継承の意向及び継承者の有無を図 3 に示す。

さらに、この調査では、後継者が決まっている者に対して、経営継承を進めるうえでの課題についてもアンケートを行っている。結果は、経営管理面での後継者の育成が43.7%で最も多く、続いて経営継承計画の策定が42.2%、さらには技術面での後継者の育成が41.2%となっている。4割以上の農家が後継者の育成について、何らかの課題を抱えていることが分かる。

適切な後継者が決まらない場合、農家は所持している農地面積を放棄せざるを得ず、農業に関するノウハウなどの知的財産も同時に失われてしまうことになる。これは明らかに日本の農産業において明らかに損失となる。日本の持続可能な農業を活性化させるためには、経済的な支援だけではなく、経営管理面、技術面から後継者の育成をサポートすることが必要不可欠である。次章では、個人で新規に就農する場合について詳しく分析する。

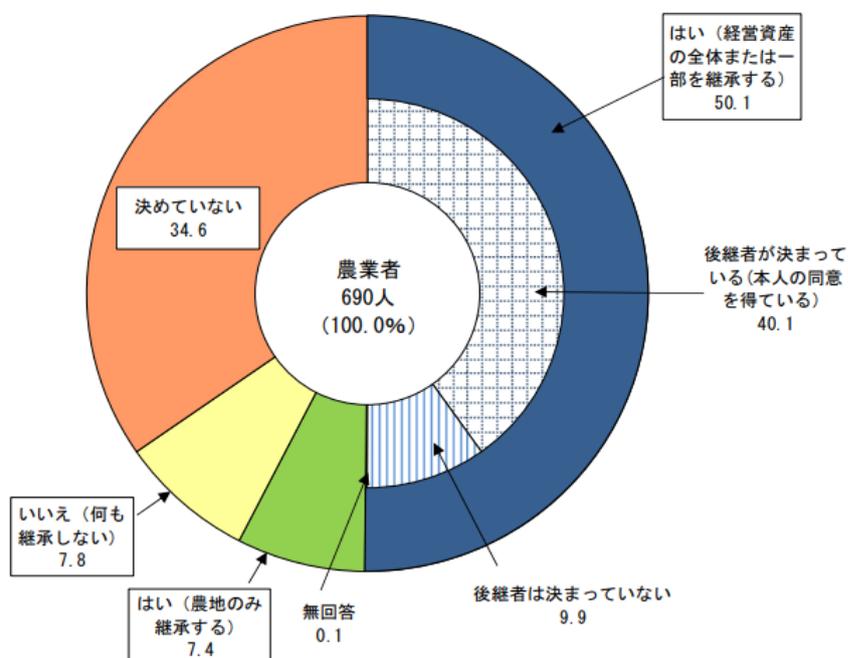


図 3 経営継承の意向及び後継者の有無。農林水産省, 2020 より引用。

個人の農業への参入

参入に要する費用

稲本は経営体の経営形態に合わせて参入にかかる有形・無形の参入費用を詳細に考察した。それによると、家族経営の経営体に、農家子弟として参入する場合は参入費用がほとんど発生しないが、家族経営を創業することになった場合、非常に多種多様で多額の費用が発生するという [稲本, 1993]。農家子弟としての参入は農家の家族か、または何らかの縁故がある人でないと現実的ではない。新規参入を目指す一般的な後継者は後者に当てはまるのではないだろうか。また、協業法人経営へ参入する場合は、参入費用は著しく節約され、経済的に合理性のある参入形態であるといえよう。とはいえ、この場合も参入に対して一定の

費用がかかり、後継者にとって大きな障壁となっている。

「橋渡し役農家」の必要性

一般に、新規参入をする上で課題となるのが、前述の「資金確保」に加え「農地確保」「技術習得」「住居確保」の4つであるとされる〔内山, 農外からの新規参入の定着過程に関する考察, 1999〕。また、新規参入の根本的な問題点として、「資金調達の困難性」「信用基盤の形成に長期間を要すること」の2つは、農家子弟と新規参入者で大きな違いが出る。農家子弟として就農した場合、親の資金力や信用をバックに資金調達が比較的容易である一方で、新規参入者は信用力がないために資金調達が難しい。また、信用基盤の形成に関しても、新規参入者は農家子弟として就農したものに比べて明らかに長期を要する。

内山はこの点に着目し、農外からの新規参入の定着過程に関して、いくつかの経営体に関き取り調査を行い、新規参入者がコミュニティから信用を得るまでの過程を詳細に分析した。その結果、新規参入者に対して受け入れ先として機能している「橋渡し役農家」が、信用力形成に大きく影響していることが分かった。橋渡し役農家の事例では、保証人として就農を全面的にサポートするものから経営計画についてのアドバイス・土地の斡旋を行うものまで、新規参入者への貢献度は様々であった。

地域住民としては、新規参入者に対して、はじめは不安を抱くことも多い。しかし、橋渡し役となる農家の有無で新規参入者に対する抵抗感は変わってくる。就農者を新たに呼び込むために、地域住民・新規参入者の心理的な負担を軽減することが肝要である。しかし、全ての参入者に橋渡し役農家が付く保証はない。したがって、地域社会にうまく溶け込めるように、住民と参入者の間で接着剤として機能する仕組みが必要になるのではないか。

参入者に対する離農者の割合

前節では、新規に就農した者が安定な経営基盤を築き、経営を成功させる例を取り出して考えた。しかし、全ての参入者がこのように利益を拡大できるわけではない。中には、一度は就農したものの経営の見込みが立たず撤退してしまう離農者も存在する。

農林水産省の報告書を確認すると、40歳未満の新規就農者数は、近年1万3千人から1万5千人程度で推移している。しかし、新規就農者の3割が、生活が安定しないことを理由に5年以内に離農しているとされ、定着するのは毎年1万人程度であると推定されている〔農林水産省, 2014〕。

従って、参入者のおよそ三分之一が撤退を余儀なくされている計算になる。個人で就農する場合は農地の借り入れなどで資金面での信用力がないことも関係している。それでは、資金力がある法人、すなわち企業の参入はどのようになっているのだろうか。次章では、視点を転換し、企業による農業参入について分析する。

企業参入という選択肢

企業参入の現状

企業の農業参入は、2003年に導入された農地リース特区により解禁された。農地リース制度とは、全国の遊休農地やその可能性がある農地を、リース方式で企業やNPO法人に貸

与し、営農を認めるものである。

農地を利用する企業の参入は、経営の主体性、農地を保持できるか否かの 2 つの分類軸から 4 つに分類できるといふ [渋谷, 企業の農業参入の類型と特徴, 2014]。これらの分類について、図 4 に示す。

農地リース方式の農業参入では、農家が持っている土地の一部に賃貸料を支払い、そのまま営農することが可能である。土地取得を伴わないため、農家の負担が少なく、企業単独で農業経営を行う場合に適している。

対して、農業生産法人では、企業側が法人を設立することで、本気で農業に取り組むという企業側の意向を示すことができる点が特徴だ。土地取得を伴うため、地域における信用が必要であり、基本的に地場企業が採用している。

次に農業生産法人への出資方式では、経営に影響を及ぼさない範囲で出資を行うことができる。農業のノウハウが乏しい会社などが採用している。

農作業受託方式は、地主が経営している農地で一部の作業のみを請け負うものである。稲作の場合は耕起や代掻き、田植えなどの機械作業を受託するものが知られていて、リース特区解禁以前から行われていた方式である。

このように、農地を利用する企業の参入においては、企業のノウハウの有無や目的によって採るべき参入の形態が異なる。したがって、企業が農業に参入する際には、これらの条件を吟味したうえで参入形態を決定するべきである。なお、本稿で扱う「農業に従事する企業」とは、農地リース方式を採用した企業と、農業生産法人を設立した企業を対象にする。すなわち、企業が実際に自社の社員を農業に従事させるような形態の企業をいう。

企業の農業参入は近年拡大傾向にあり、渋谷は参入企業の収支状況についても調査を行っている。農地リース特区導入から 3 年後の 2006 年から数年間では、参入企業の一割が黒字経営であった。これが、2012 年時点では約 3 割に増加している。さらに、参入企業が参入時に見込んでいた黒字化にかかる年数は、2006 年時点での 5.4 年に対して 4.0 年に縮小している [渋谷, 企業の農業参入の類型と特徴, 2014]。渋谷は、この原因について、初期は耕作放棄地のみの営農であったため、もともと条件が悪かったこと(この制限は徐々に緩和された)、企業・自治体が成功・失敗例を基に適切に問題に対処できるようになったことなどを挙げている。

また、農業参入を行った企業の損益状況は、日本政策金融公庫の調査が詳しい。この調査では、農業参入を行ったいくつかの企業に対して行われ、黒字経営は食品製造業で 32.7%、食品卸売業で 58.8%、建設業で 23.3%、その他の業種で 13.8%と業種によって違いが激しいということが分かる [日本政策金融公庫, 2013]。

一般に企業は、農業に参入する際、「モノ」と「カネ」を出資するにとどまり、「ヒト」の投入を忌避する傾向があるという [白坂 生源寺, 2017]。しかし、非農業の企業であっても自社の社員を農業の専門家として育成し、継続的に農場の運営を行う事例も確認されており、企業の農業参入が新たな人材を育成する可能性が示唆されている。

企業参入の課題

農業に参入する企業は、主にフードサービス業、土木建設業、小売業が中心となっている。食品関連企業による農業参入には 2 つの課題があるという [齋藤, 2014]。第一に農地の確



図 4 農業参入の参入方式による分類。渋谷, 企業の農業参入の類型と特徴, 2014 より一部改変して引用。

保に関するものである。単独で参入を図るケースでは、初期段階に条件の良い圃場を借りることが難しく、耕作放棄地を利用した参入が多いという。第二に栽培技術面である。自ら栽培を行う場合には、既存の野菜調達先に研修受け入れを図ったり、近隣の農家から指導を受けたりして対応している。

土木建設業と農業はともに土を扱うという点で共通しており、企業のイメージアップのためにも農業に参入する場合がある。企業の農業参入に関しては、企業が投機目的で農地を売買する可能性が指摘されていたが、土木建設業の企業は農家の兼業先となり地域経済を支えてきた面があるとともに、人的なつながりも大きい。また、建設業は一般の企業と異なり地域に根差した存在であり、短期的な採算性を重視して信用を失うような行動はとらないという傾向もある。したがって、建設業は地域農業において受け入れやすい業種といえる。

しかし、建設業の経営環境が厳しい中で、黒字化までの期間が長く、マーケティングについての情報が不足していることで、企業に対する負担が増加することが予想される。また、フードサービス業における新規参入の課題と同様に、耕作放棄地のような条件が悪い農地で営農するため、参入時の負担が大きくなる [澁谷, 2007]。

さらに、先ほどの日本政策金融公庫の調査では、「経営上の課題」についても複数回答で調査を行っている。これによると、食品製造業、食品卸売業、建設業など多くの業種において「農業技術の習得」が最も多いという結果になっている。他に課題として挙げられていた

のは、「生産経費」、「労働力の確保」、「農地の確保」、「農産物の販売開路」などであった。

従って、企業が農業に新規参入する場合に課題となることが、まず農業の知識・技能不足であり、次いで農地の確保である。最後に、その他の様々な課題が存在するということが明らかになった。

持続可能な農業のあり方についての提言

これまで、日本の農業が置かれている現状や課題点を指摘し、新規参入について個人と企業の場合を考察した。本章では、これらを踏まえて、「日本の農業を再生する」ことを目標に、筆者が考える理想的な企業の活動に関する具体的な枠組みを提示することで、持続可能な農業のあり方について提言を行う。

農業に参入する企業は、日本農業の再生のため、農業に関するノウハウを持ったプロフェッショナルな農家を好待遇で雇う雇用体系の整備を進めるべきだと考える。我が国の輸出農産物に対する海外の評価は高く、中国の上海で行われた調査でも、日本産のリンゴは品質や安全性の面で大変満足とする回答が多くなっている [農林水産省, 2006]。日本の農業が世界で十分に通用するポテンシャルを持っていることは、日本産の作物が海外で高く評価されているという事実からも明らかである。日本では、経済的に農業従事者の努力が正当に評価されているとは言い難い。しかし、多くの農家がより良い商品を作り出すために日夜努力を重ねて作物を育てるために戦っている。農業への参入を目指す企業や法人も同様である。ここから着想を得て、筆者は日本の農業に携わる全ての人を武士に見立てて、この提言を「農の士(もののふ)プロジェクト(ものプロ)」と命名した。

ものプロには、前述した農家の雇用の他にも経営政策に関する 2 つの提案がある。その一つが、後継者が決定していない農地の積極的な買取であり、もう一つが、個人の新規参入者を雇用することである。次節では、これらの経営政策に関する利点を、前述した農業の課題と関連させて議論していく。

農の士(もののふ)プロジェクト(ものプロ)の利点

農業の課題として指摘したように、日本の農家のほとんどは零細経営であり、農業のみで生活できるだけの利益を出すことは難しい。しかし、ものプロでは、農家の商品を作り出す努力を正当に評価するため、好待遇でプロフェッショナルな農業従事者を雇う。これが農業従事者の経済的な地位を上げることに寄与すると考える。もちろん、このプロジェクトは単なる農家への慈善事業ではない。企業としても利益を追求する必要がある以上、ものプロで雇われた農業従事者には待遇に応じた働きが求められる。より具体的には、長年の知識と経験を活かした戦略立案や経営政策の意思決定に寄与することである。新規に参入する企業は農業に関する経験が浅く、不必要な箇所に過剰な投資を行ってしまうことで損失が出る可能性がある。そのような場合、長年作物を扱っていた農業従事者であれば、適切な箇所に適正な投資を行うためのアドバイスができると考えられる。

また、新規参入を考えている個人に対して雇用枠を設けることで、離脱を防ぐことができ、同時に後継者の育成を行うことができるという点が挙げられる。ものプロで雇用された農業従事者には、農業の後継者を育成するという役割も同時に求められる。企業に雇用された、農作業を希望する社員に対して、農家としての視点から効率的に後継者を育成することが

できる。就農人口が減少する中でも、農業に新規参入したいと考える者もいる。しかし、そのような貴重な人材の 3 割近くが定着せず離脱してしまっていることは指摘した通りである。ものプロが提供する雇用枠と後継者育成で、このような人材の離脱を可能な限り逡減させることができるのではないか。ものプロによって雇用された農業従事者は、雇用枠から新規に就農した参入者と、地域社会の間における接着剤(橋渡し役農家)となり、参入者のコミュニティへの親和性を高める効果も期待できる。

最後に、土地を有効に利用し、耕作放棄地の発生を防ぐことができる。日本の農地利用状況は年々悪化しており、後継者不足などの問題により耕作放棄地が増加している。ものプロでは、土地所有者が希望すれば、後継者が決定していない農地を積極的に買い取ることを推奨している。ひとたび農地を放棄すれば、土地は耕作放棄地となり、農業を行うためにコストがかかる農地になってしまう。企業が新規に参入する際も、農地が足りないという問題や、耕作放棄地をはじめとした条件の悪い土地でしか営農できないという問題があった。後継者が決定している農地は、調査により、4 割程度と推定されている。これ以上日本の農地を耕作放棄地にしないためにも、引き取り手のない農地の買取と有効利用が求められている。

農の士(もののふ)プロジェクト(ものプロ)の課題点と今後の展望

第一に、新たな雇用枠を増やす企業側に負担がかかるという点である。また、ものプロが農業従事者の待遇改善を目標の一つに掲げている以上、プロフェッショナルなノウハウを提供する農業従事者に対して相応の対価を支払う必要がある。

第二に、農家はこれまでとは異なる後継者育成を行う必要があるという点である。これまでの一般的な農家の後継者育成とは、自分の家族など農家子弟に対する育成が主であった。しかし、ものプロでは血縁関係のない、新規に就農した参入者に対して育成を行うことが求められる。この点は、農家に対して負担となる可能性がある。

このように、ものプロにはいくつかの課題点がある。しかし、日本における農業の現状を鑑みるに、この状態を放置すれば日本農業の衰退は火を見るよりも明らかである。このプロジェクトは、長期的に日本の農業の諸課題を解決するポテンシャルを十分に秘めているものだと確信している。農業従事者のより一層の奮起と、研究者による詳細な分析が求められる。

引用文献

- 稲本志良. (1993). 農業における後継者の参入形態と参入費用. 25, 1-10.
- 外務省. (2021 年). 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉. 参照日: 2021 年 10 月 30 日, 参照先: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/index.html>
- 橋詰登. (2016). センサスにみる近年の農業構造変動の特徴と地域性. 1-29. 参照日: 2021 年 10 月 30 日, 参照先: https://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2016/attach/pdf/160728_01.pdf
- 高橋正郎, 盛田清秀. (2014). 食品関連企業の農業参入の現状と展望. フードシステム研究, 21(2), 99-101.
- 高橋太一. (2014). 有機稲作技術導入に関する労働力利用制約の留意点. 東北農業研究(67), 151-152.
- 渋谷往男. (2011). 企業の農業参入における撤退要因と農地管理についての考察. 農業経営研究, 49(1), 81-86.
- 渋谷往男. (2014). 企業の農業参入の類型と特徴. 食農資源経済論集, 65(1), 1-11.
- 清水徹朗. (2012). 日本の稲作の現状と政策課題. 農林金融, 35-44.
- 石原健二. (2011). TPP 問題と日本農業. 自治総研, 通巻(392), 38-58.
- 仙田徹志. (1998). 耕作放棄地の発生要因に関する計量分析. 農業経営研究, 36(1), 57-62.
- 島義史. (2013). 農業への新規参入における橋渡し役農家の役割. 農林業問題研究, 49(2), 274-279.
- 内山智裕. (1999). 農外からの新規参入の定着過程に関する考察. 農業経済研究, 70(4), 184-192.
- 内山智裕, 長屋祐一. (2008). 資源循環視点からの企業の農業参入の現状と課題. 農林業問題研究, 44(1), 204-209.
- 日本政策金融公庫. (2013). 企業の農業参入に関する調査. 1-87. 参照日: 2021 年 10 月 31 日, 参照先: https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/zyouhousenryaku_1.pdf
- 農林水産省. (2006). 平成 18 年度 食料・農業・農村白書. 参照日: 2021 年 10 月 31 日, 参照先: https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h18_h/trend/1/t1_2_4_04.html
- 農林水産省. (2008). 食料の未来を描く戦略会議. 42-62. 参照日: 2021 年 10 月 30 日, 参照先: <https://www.jcb.co.jp/processing/share/wareki.html>
- 農林水産省. (2014). 平成 26 年度 食料・農業・農村白書. 参照日: 2021 年 10 月 30 日, 参照先: https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h26/h26_h/trend/part1/chap2/c2_1_03.html
- 農林水産省. (2020). 農業経営の継承に関する意識・意向調査結果. 1-18. 参照日: 2021 年 10 月 30 日, 参照先: <https://www.maff.go.jp/j/finding/mind/attach/pdf/index-66.pdf>
- 白坂典枝, 生源寺眞一. (2017). 上場企業による農業参入の分析. 農業経営研究, 55(3), 89-94.
- 渋谷往男. (2007). 地域中小建設業の農業参入にあたっての企業意識と課題. 農業経営研究, 45(2), 23-34.
- 齋藤文信. (2014). 食品関連企業の経営戦略と農業参入. フードシステム研究, 21(2), 126-

130.